

大洲市農業委員会定例総会議事録

[illegible]

事務局（局長）	只今から、令和7年第8回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。 開会にあたりまして、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	只今から議案審議に移ります。会議規則第3条により幸野会長に議事進行をお願いいたします。
議 長（会長）	これより本日の会議を開きます。 出席委員は農業委員19名中18名、推進委員20名中16名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。 本日、9番 菊地正夫委員、20番 森永茂史委員、25番 津田勇委員、28番 日野修次委員、35番 堀内保宏委員より欠席の報告を受けております。 本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。 まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員に、15番 平井城太郎委員と16番 形山康浩委員を指名いたします。 次に、日程第2 書記の指名を行います。 本日の会議の書記に、事務局の吉田書記を指名いたします。 それでは、日程第3 議案審議に入ります。 まず、議案第49号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。 本件につきましては、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇〇〇委員の退席を求めます。 事務局の説明を求めます。
事務局（専門員兼農地係長）	議案書の1ページをご覧ください。 1番は、平野町平地の樹園地4筆3,077㎡について、譲受人が経営規模拡大を図るため、申請地を取得するものです。 所有権移転後は、栗やキウイフルーツを栽培する計画です。 農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。 2番と3番は、譲受人が同一の案件です。2番は、菅田町大竹字山際の畑4筆778㎡の農地及び3番、同じく菅田町大竹字山際の畑1筆1,041㎡について、譲受人が空き家バンクに登録された物件と付近の農地をあわせて購入し、さらに隣接する農地を贈与により取得するものです。 譲受人は新たに耕作管理を始めるものです。 所有権移転後は、栗やタラの芽、榎や花芝、季節野菜等を栽培する計画です。 農業は、譲受人が年間を通して従事します。 4番は、長浜町櫛生の樹園地12筆5,923㎡と畑2筆398㎡について、譲受人が経営規模拡大を図るため、申請地を取得するものです。 所有権移転後は柑橘やキウイフルーツ、野菜等を栽培する計画です。 農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。 以上、4件のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。 1 番。
7 番	1 番案件についてご報告いたします。 議案説明資料は 2 ページを参考にしてください。 1 番案件は、贈与による所有権移転です。 申請地は、平野コミュニティセンターから西へ約 2 km のところにある農地です。 先月 22 日に、事務局職員と現地確認を行いました。 申請地の畑 4 筆は、栗やキウイフルーツを栽培しており、良好に管理されていることを確認しました。 譲受人は、家族で年間を通して農業に従事しており、今後も栗やキウイフルーツの栽培を行うため、耕作管理に問題はないと考えます。 調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 6 号関係までの規定に該当する事項はありません。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	2 番。
13 番	2 番・3 番案件は、関連がありますので、あわせてご説明いたします。 議案説明資料は 3 ページ、4 ページを参考にしてください。 2 番と 3 番は、譲受人が同一の関連案件です。 2 番は、空き家バンクに登録された物件と付近の農地をあわせて購入するものです。 3 番は、空き家バンクに登録されている物件に隣接している農地を贈与により取得するものです。 申請地は、大洲市役所から南東へ約 3 km のところにある農地です。 申請農地につきましては、現在作付けしている栗やタラ、榊や花芝などを引き継ぎつつ、季節の野菜などを栽培したい旨の新規営農計画書が提出されています。 申請人が年間を通して従事されとのことですので、今後の耕作状況を見守っていくこととします。 調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 6 号関係までの規定に該当する事項はありません。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	4 番。
26 番	4 番案件についてご説明いたします。 議案説明資料は 5 ページを参考にしてください。 4 番案件は、売買による所有権移転です。 申請地は、櫛生コミュニティセンターから、北へ約 250 m のところにある農地です。 先月 17 日に、事務局職員と現地確認を行い、現在も良好に管理されていることを確認しました。 譲受人は、家族で年間を通して農業に従事しており、今後も柑橘やキ

	ウイフルーツ、野菜の栽培を行うため、耕作管理に問題はないと考えます。 調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。 それでは、〇〇〇〇委員の入場を許可します。 次に、議案第50号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（専門員兼 農政係長）	議案第50号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。 議案書2ページ並びに議案説明資料6ページから10ページをあわせてご覧ください。 1番、肱川町大谷の土地2筆です。 法律改正及び乳牛頭数増加により堆肥舎の新設が必要となったため、転用するものです。 申請地は、議案説明資料7ページの位置見取図において赤色の箇所となっており、大洲市内中心部から南東に約13kmのところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。 一般基準の各審査項目につきましては、議案説明資料6ページをご確認ください。 なお、申請地には既に堆肥舎が建設されており、始末書が提出されています。 以上1件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。 1番。
34番	1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。 議案説明資料の6ページから10ページをお開きください。 まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。 次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、先

	ほど事務局から説明がありましたように、既に堆肥舎の敷地として利用しており、この件につきまして違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し大変反省をされています。 第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地周辺は、山林や自己所有地で囲まれており、今後においても現状と変更がないことから問題はないと考えます。 よって本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当として追認許可はやむを得ないものであると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。 次に、議案第51号『非農地証明について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（専門員兼農政係長）	議案第51号「非農地証明について」ご説明申し上げます。 議案書3ページ並びに議案説明資料11ページから14ページまでをあわせてご覧ください。 1番、肱川町大谷の土地3筆合計636㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものです。 申し出によりますと、申請地のうち面積が一番小さいものは、昭和63年の町道新設に伴う分筆残地で、急傾斜地で面積も狭く、耕作が困難となり20年以上耕作をしていなかったため、また、残りについては、平成7年の隣接道路改良工事により、高低差が生じたり、急傾斜地が残地となったことなどにより農作業効率が低下し、20年以上耕作しなかったため、農地として復旧することが著しく困難となったとのことです。 以上、1件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。 1番。
34番	それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。 議案説明資料の11ページから14ページを参考にしてください。 申請地は12ページの位置見取図のとおり、大谷コミュニティセンターから約700mから900mまでの範囲に位置する農地になります。 7月22日に、事務局担当者と現地確認を行いました。 申請者の申立て、現地調査による土地の荒廃状況などから、少なくとも耕作放棄から20年以上経過しているものと推察することができ、農

	地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。 よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、この証明願に係る土地については非農地と判断し証明書を交付することにご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、この証明願に係る土地については非農地と判断し証明書を交付することに決定いたしました。 次に、議案第５２号『農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（専門員兼農地係長）	議案第５２号「農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について」ご説明いたします。 議案書４ページをご覧ください。 本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、大洲市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。 貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりです。 今回の概要は、利用権設定のうち賃貸借の件・筆数が１０件・１６筆、利用権設定３２，８４２㎡、使用賃貸の件・筆数が８件・１８筆、利用権設定１３，４３０㎡で、議案書９ページに記載のとおり、合計利用権設定の件・筆数が１８件・３４筆、利用権設定の総面積は４６，２７２㎡です。 問題なければ意見について特になしと回答することとしたいと考えています。 議題についての説明は以上です。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。
委 員	（意見なし）
議 長（会長）	特にご意見もないようですので、本案を原案のとおり意見なしとして市長へ答申することにご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり意見なしとして市長へ答申することに決定いたしました。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案のすべての審議が終了いたしましたので議事を閉じることにいたします。